

厚木基地に関する要望書

令和 7 年 7 月

神 奈 川 県 綾 瀬 市

厚木基地に関する要望書

本市は、神奈川県ほぼ中央に位置し、人口8万4千人を超える首都圏のベッドタウンとして発展してきましたが、本市の将来推計人口では、令和22年には約7万7千人にまで減少すると見込んでおり、さらに高齢化率の急激な上昇や少子化の進行などに伴う様々な課題を抱えております。

こうした状況の中、令和3年度からの10年間にわたる市政運営の指針となる「綾瀬市総合計画2030」に基づき、様々な施策を進めております。

この総合計画では、基地問題を課題の一つに掲げ、厚木基地が航空機騒音や事故の不安など、市民生活に様々な影響を与えるとともに、市全体の約18%もの面積を占めて存在していることにより、まちづくりの大きな阻害要因となっていることから、「整理・縮小・返還」を基本姿勢とし、諸問題への対応を進めることとしています。

例えば、基地の存在により市内の東西道路網の整備が進まず、交通混雑の要因となっているほか、移転補償が行われている区域では、住宅地の中に空き地が点在し、地域活動や市のまちづくりに大きな影響を及ぼすなど、総合計画の理念である“つながる”の実現の障壁となっています。

騒音問題については、空母艦載機の移駐完了後も甚大な騒音を発するジェット戦闘機の飛来や、昼夜を問わず基地周辺で繰り返されるヘリコプターの周回飛行により解消されておられません。

自衛隊機の部品紛失や県内で相次いだ米軍ヘリコプターの予防着陸に、市民は不安を感じたところです。安全対策の徹底は言うまでもなく、こうした事案が発生した際には、原因を究明するとともに、再発防止策の丁寧な説明が求められます。

第一種区域等の見直しについては、前回の告示の際の課題を踏まえ、制度を改正するとともに、国の責任において住民説明会を開催するなど、市民の理解を十分得られるよう丁寧に説明し、進めることを求めます。

我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、最近では日米や多国間での共同訓練に伴う整備拠点等として使用され、今後の厚木基地の運用や影響等を注視しているところですが、厚木基地の機能強化は到底容認できるものではありません。

しかし、基地問題の解決に繋がる返還には時間がかかることも事実であり、それまでの間は、地域の資源として活用できないか検討することを求めます。

これまでの対策を始め、市のまちづくりに寄与する新たな制度の検討も含め、各種の基地周辺対策がなされるよう、次の事項を速やかに実現されることを強く求めるものであります。

また、基地に係る情報提供については、自治体に対し速やかに行うことに併せ、市民生活に直結する事案は、国の責任において直接説明することを求めます。

なお、日米地位協定については、締結後60年以上も改正されておらず、この間、原則国内法が適用されないことなど、様々な問題点が指摘されてきたことから、抜本的な見直しを図ることも併せて求めます。

1 厚木基地の整理・縮小・返還について

過密化した市街地に所在する他に類例のない厚木基地は、その運用により多種多様の問題を引き起こし、日夜市民に与える有形無形の被害は計り知れないものがある。

こうした状況から、厚木基地は移転すべきであり、基地機能の整理、縮小を推進し、早期返還を実現すること。

特に、移駐による人員の減少等により利用頻度の減少が考えられる次の施設について、即時返還を実現すること。

(1) 西門南側地区（50,000㎡）

基地が所在することにより発生している市内交通混雑の緩和対策と、綾瀬スマートインターチェンジの開通による交通量増加の対策として、主要地方道丸子・中山・茅ヶ崎線へ抜ける道路を整備したい。

(2) ピクニック・エリア（60,000㎡）

かねてから強く要望しているとおり、キャンプ施設や遊具が整った広場となっており、市民の健康増進を図るための憩いの場として、また、各種の催し物の会場として利用し、市の賑わいや市民福祉の増進を図りたい。

(3) ゴルフ場地区（390,000㎡）

市民のスポーツ、レクリエーションの場とすることにより、高齢化社会への対応も含めた、市民生活の向上を図りたい。

2 騒音対策について

(1) 空母艦載機着陸訓練を厚木基地で行わないこと

硫黄島で実施される空母艦載機の着陸訓練において、空母艦載機移駐後も、悪天候時等の予備施設として引き続き厚木基地等の使用が通告されている。

過去に着陸訓練が行われた際には、深刻な騒音被害を市内全域にもたらし、市民

は、着陸訓練が実施される可能性があることに強い不安を抱いていることから、いかなる理由があっても厚木基地での着陸訓練を行わないこと。

また、硫黄島に代わる恒常的訓練施設については、早期に施設の整備を進め、速やかに運用を開始するとともに、適時適切な情報を提供すること。

(2) 飛行実態等に関する情報提供を行うこと

外来機を含む航空機の飛行に関する情報や基地所属機の配備状況、機種更新等の情報について国の責任において迅速かつ適切に提供すること。

(3) ヘリコプターの訓練による騒音等の解消を図ること

基地周辺地域において、ヘリコプターが長時間にわたり同一ルートを繰り返し飛行し、その振動と騒音は、市民に精神的苦痛と不安を与えている。

よって、ヘリコプターの飛行訓練による、振動と騒音の発生に対し、早急に訓練の見直し等を行い市民の負担解消を図ること。

また、ヘリコプターの運用について、十分な情報提供をすること。

(4) 「厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置」を全面的に見直すこと

空母艦載機移駐により、騒音の少ない環境に改善されつつあるが、厚木基地は引き続き航空基地としての運用が行われることから、本軽減措置が重要なものであることに変わりはない。

都市化が進み、過密化した本市の現状は、もはや本軽減措置合意当時とは大きく状況が異なっていることから、全面的な見直しが必要である。

よって、特に次の事項について早急に改正及び徹底すること。

ア 児童・生徒の成長に大きな影響を及ぼす学校行事や入学試験時期などのほか、市民行事が行われる日の飛行活動は禁止する。特に、小・中学校の入学式や卒業式では、一切の飛行を自粛すること。

イ 市民の大切な休息を妨げることはないよう、土・日曜日、国民の祝日及び年末年始の飛行活動は禁止すること。

- ウ 市民が憩いの時間帯を静穏に過ごすため、飛行活動に関する時間制限を18時から翌朝8時までの間に改めること。
- エ 軽減措置で規定されている、厚木海軍飛行場が定めたヘリコプターの発着ルートを明らかにすること。
- オ 軽減措置で規定されている「騒音抑制に関するすべての様相」について、広報活動を積極的に行うこと。
- カ 軽減措置で規定されている「過去12カ月間の厚木海軍飛行場における四半期毎の平均月間離着陸回数」について明らかにすること。
- キ 騒音軽減措置における「運用上の必要に応じ」などの除外規定については、事故防止上やむを得ない場合など、除外される場合を明確にし、限定すること。
- ク 低空飛行に対する不安や騒音に対する声が寄せられていることから、飛行速度及び高度を具体的に定めること。

3 市民の安全対策について

(1) 航空機の安全対策を徹底すること

過密化した市街地上空での航空機の飛行は、騒音被害にとどまらず、部品落下事故に対する不安など、市民生活に重大な影響を与えている。

これまで、綾瀬市内においても、航空機からの部品落下により、家屋の破損が起きるなど、一つ間違えれば大惨事となる重大な事故が発生している。

航空機の十分な整備、点検やパイロットの安全教育はもちろんのこと、飛行方法等の再検討を行うなど、再発防止と徹底した安全対策を講じること。

また、事故が起きた場合は、速やかに情報提供と事故原因の究明を行い、安全対策が確立されるまでの間、飛行は停止すること。

なお、被害者に対する補償については国が責任を持って対応するとともに、事故原因及び再発防止策を速やかに公表すること。

(2) 米軍人等による犯罪・迷惑行為を防止すること

米軍人等による犯罪や迷惑行為を防止するため、関係者に対する教育、綱紀粛正の徹底を図り、再発防止に引き続き努めるとともに、その具体的な対策等について情報を提供すること。

また、速やかな事件・事故の捜査を行えるようにするとともに、公務外での事件事故による被害についても、日米両国政府の責任において補償が受けられるよう措置すること。

(3) 感染症発生時における情報提供を行うこと

感染症発生時における情報提供及び必要な措置のあり方について検討、措置を行い、米軍構成員等の感染症に関する情報を的確に把握し、速やかな情報提供と必要な連携を講じること。

(4) 基地内の環境保全の対策について情報提供を行うこと

基地内で環境に影響を及ぼす物質を含む物品、製品を保有している場合には、漏出等の事故を起こさないよう管理を徹底し、万が一事故が発生した際の対応や、保管、処理、運搬などの状況について迅速な情報提供及び公開をするとともに、市が希望する環境保全に関する事項の調査のための立ち入りを許可するよう米側へ働きかけること。

(5) 基地内の調整池・排水設備を早期に完成させること

蓼川下流域での浸水被害の防止に向け、基地内で計画された2箇所の調整池のうち、現在整備中の右岸中流域の調整池についても早期に完成させること。

(6) ゴルフボール飛び出し事故を防止すること

ゴルフ場における防球ネットの嵩上げや、施設の管理等の対策により改善は図られているが、依然ゴルフボール飛び出し事故が発生している。

飛び出し事故が皆無となるよう引き続き対策を講じること。

(7) 燃料貯蔵施設等の適正な維持管理・事故防止の徹底を図ること

燃料貯蔵施設等における危険物の保管については、事故防止の徹底と施設の維持管理に万全の措置を講じること。

4 住宅防音工事について

厚木基地を離着陸する航空機による騒音被害は、市内全域に及んでおり、騒音の発生源に対する抜本的な方策が講じられない以上、住宅防音工事が、航空機騒音の被害への唯一の対策であり、市民にとって最低限必要な屋内環境を保持するものであることから、住宅防音工事の推進に積極的に取り組むこと。

(1) 対象区域・対象年次の適正な見直しを行うこと

防音工事対象区域について、現在、市内の一部地域が対象区域となっていないが、厚木基地を離着陸する航空機は、広く本市上空を飛行しており、その騒音は市民の日常生活に大きな負担となっている。

よって、この状況を考慮し、市内全域の全住宅を住宅防音工事対象とするよう制度を改正すること。

また、第一種区域の指定に係る値を、現行の75WECPNL（Lden62デシベル）から「航空機騒音に係る環境基準」を遵守した70WECPNL（Lden57デシベル）に改めること。

防音工事の対象となる住宅の建築年次について、現状の対象年次の設定では、騒音被害に対する対策に格差が生じ、不平等な状態となっている。これらの状況を是正し、市民が十分納得する施策を講じること。

(2) 第Ⅰ工法化への改善及び外郭防音工事の助成対象を拡大すること

第一種区域内の施工方法については、すべて第Ⅰ工法、全室施工を図られるとともに、外郭防音工事については、より大きな防音効果が期待できることから、対象区域等を拡大すること。

(3) 空気調和機器・防音建具機能復旧工事を速やかに実施すること

空気調和機器・防音建具の機能復旧工事について必要な予算措置を図り、希望届提出後速やかに工事を実施すること。

また、機能復旧工事が行われて10年以上経過した世帯に対する二回目以降の機能復旧工事を実施すること。

(4) 事務所等の建物も防音工事の対象とすること

事務所、事業所、店舗等についても航空機騒音により労働環境の悪化を招いているばかりでなく、事業活動にも影響を及ぼしている。

よって、これらの防音工事については、当面、第二種区域内を助成対象とし、順次、第一種区域内についても対象とすること。

5 防衛施設周辺対策事業等について

(1) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく対策事業等について

ア 障害防止工事、民生安定事業等関連事業予算増額を行うこと

申請事業の完全採択及び事業費の全額国庫負担を実現するとともに、その後の維持管理費についても特段の措置を講じること。

イ 機能復旧工事について設置当初の復旧を補助対象とすること

障害防止工事、民生安定事業により整備を行った空気調和機器・防音建具等の機能復旧について、航空機騒音が変化した場合でも設置当初と同様の機能への復旧を補助対象とすること。

ウ 老朽化した民生安定施設の改修工事に対する助成拡充を行うこと

一部の施設について制度化されているが、対象の拡大や補助率の引き上げ等、制度を拡充すること。

エ 特定防衛施設周辺整備調整交付金の確保を行うこと

基地が所在することによる周辺地域への影響を加味し、十分な周辺対策が行われるよう、引き続き予算を確保すること。

オ 本市が実施している騒音測定に係る費用の補助交付を行うこと

特別交付税（基地等対策に係る財政需要）による措置ではなく、単独の補助金等として交付すること。

カ 新たな周辺対策を検討すること

航空機騒音だけでなく、基地が所在することによる、まちづくりへの影響を検証し、これまでとは異なった新たな周辺対策を検討すること。

特に学校については、児童・生徒の教育の場に留まらず、国としても部活動の地域移行やコミュニティスクールをはじめ地域住民に開かれた施設への転換を推進しており、また地域住民の防災を担う拠点であることから、民生安定施設整備事業の対象施設に加えるとともに、厚木基地を抱える自治体としての負担を考慮し、一般助成の新規採択件数を増やすこと。

また、市民への騒音に対する施策についても、市民が十分に納得できるような施策を講じること。

(2) 防音施設の維持管理費について

保育園及び小・中学校に係る防音施設の維持管理費について、平成28年に制度の見直しが行われ、防音工事、機能復旧が行われる際の騒音の程度により、維持管理費の措置がされない制度となっている。

厚木基地周辺の保育・教育施設は、航空機騒音を防ぐため、必要以上の空調機器の使用を強いられ、維持費の負担が大きくなっている。

よって、空調設備の維持管理費に関して、騒音の程度によらず、従来どおり措置すること。

また、住宅については、生活保護世帯を対象とされているが、さらに、市民税非課税世帯まで対象を拡大し、以後、段階的に対象を拡大するとともに、その他の公共施設についても対象とすること。

太陽光発電システムの導入は、住宅防音工事で設置した空気調和機器の電気料金の負担軽減となり、さらには、節電及びCO₂排出量の削減にも繋がるため、同システムの設置事業を早期に制度化し、実施すること。

(3) NHK放送受信料の助成について

NHK放送受信料の助成事業は、航空機騒音がテレビ放送の「聴取障害」を引き

起こすことへの対策であるという趣旨に鑑み、引き続き基地近傍地域で真に必要とする世帯に対して助成を継続させるよう取り組むこと。

6 今後の移転補償事業・移転補償跡地について

第二種区域内での移転補償が進み、住宅地の中に多くの移転跡地が点在している。

こうした状況は、地域社会の活動や、市のまちづくりへの大きな阻害要因となっている。

よって、移転跡地の利活用を踏まえた、移転補償の在り方について検討すること。

維持管理については、草刈などを適正に行うとともに雑草の繁茂防止に効果が高い防草シートの全面設置を早期に行うこと。

また、移転跡地の無償使用については、地元住民の要望を考慮し、柔軟に対応すること。

さらに、第二種区域の指定による区域内の土地にかかる固定資産評価額の下落や国が取得した土地の非課税化に伴う固定資産税及び市民の市外転出による市民税の減収について、移転補償が進んだことによりその影響は無視できないものとなっている。

市税の減収に対する財源補填措置を早急に講じること。

7 第一種区域等の見直しについて

(1) 区域の指定及び住民への説明について

区域の指定にあたっては、飛行訓練等の時期的な集中度合、住宅の密集度等の実態も考慮するとともに、前回の告示の際に課題となった告示後住宅や地域の分断等が生じないように、制度改正を行うこと。

また、第一種区域等の見直しに関する情報については、国から適時適切に市に対し情報提供するとともに、市民に対しては国の責任において住民説明会を実施するなど丁寧な説明を行うこと。

(2) 移転措置事業について

第二種区域における移転措置事業については、その事業の在り方を抜本的に見直すとともに、第一種区域等の見直しに伴い、第二種区域から外れた場合において、区域外となった移転跡地については、迅速かつ適正な措置を講じること。

(3) 区域見直し後の周辺環境対策について

厚木基地が所在することにより市民に与えている様々な負担を考慮し、区域見直し後も、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく交付金等、国が実施している負担軽減策について、改善・拡充に努めること。

8 基地交付金及び調整交付金の交付額の引き上げ等について

(1) 基地交付金の引き上げについて

基地交付金は、これまで3年毎に増額されているが、依然として固定資産税との較差是正には至っていないため、毎年見直しを図り固定資産税相当額を交付するよう予算を確保すること。

(2) 基地交付金の対象資産について

基地交付金の対象資産については、現在対象外となっている自衛隊の使用する施設及び厚木飛行場周辺において国が買い入れた土地を加え、提供財産との均衡を図ること。

(3) 国有財産台帳価格について

国有財産台帳価格については、近傍類似地域の固定資産評価額との較差を是正するとともに、基地内に新たな施設を建設した場合は、早急に日米地位協定に基づく提供合意をし、速やかに記載すること。

(4) 大規模施設の提供について

大規模な施設の提供が見込まれる場合は、他市町村の交付金に影響を与えないよ

う、別途予算を確保すること。

(5) 調整交付金について

調整交付金については、日米地位協定の実施に伴う地方税の非課税措置による税制上の損失について、全額補填されるよう予算を増額すること。

(6) 交付金の算定方法等の明示について

交付金を算出する際の算定方法及び分配率を具体的に明示すること。

(7) 硫黄島に派遣されている自衛隊員の市民税分について

硫黄島に派遣されている自衛隊員の市民税分について、新たな財源補填措置を講じること。

9 基地との新たな関わりについて

基地が存在する間は、基地を地域の資源として活用するため、市・米側・国とで次の事項の実現に向けた協議の場の設置について尽力すること。

(1) 共同使用について

共同使用により市民に開放された場合は、基地内住民との交流の機会が生まれ、市民が身近に多様な文化と接することができ、米軍人を含む多くの米軍関係者にとっても、身近に多様な文化と接することができると考えられるため、ピクニック・エリアについて共同使用を実現すること。

また、綾瀬市を代表するようなイベントを、基地内住民と基地内で共同で実施することで、広大な面積を誇る土地を使うことによりイベントの幅がより広がり、また、日米の文化を共に学び、相互の理解・交流が図られるため、基地の一部開放等を実現すること。

(2) 日米交流事業の推進について

基地内の住民と市民の相互理解の促進を図るため、日米交流事業について支援すること。

(3) 災害時における相互応援について

災害時に市民の生命、財産を守り、安全を確保するため、在日米軍との相互応援が実施できるよう日米両国間で包括的な取り決めを措置すること。

また、取り決めに基づき、災害発生時に飲食料などをはじめとする必要な資機材の相互応援、災害用資機材の保管場所や広域避難場所、被災者の一時受け入れ場所等としての基地の一部使用や、基地内への避難者の受け入れ要領策定や基地内への避難訓練を行えるよう支援すること。

令和7年7月31日

殿

神奈川県綾瀬市

市長 **橘 川 佳 彦**

神奈川県綾瀬市議会

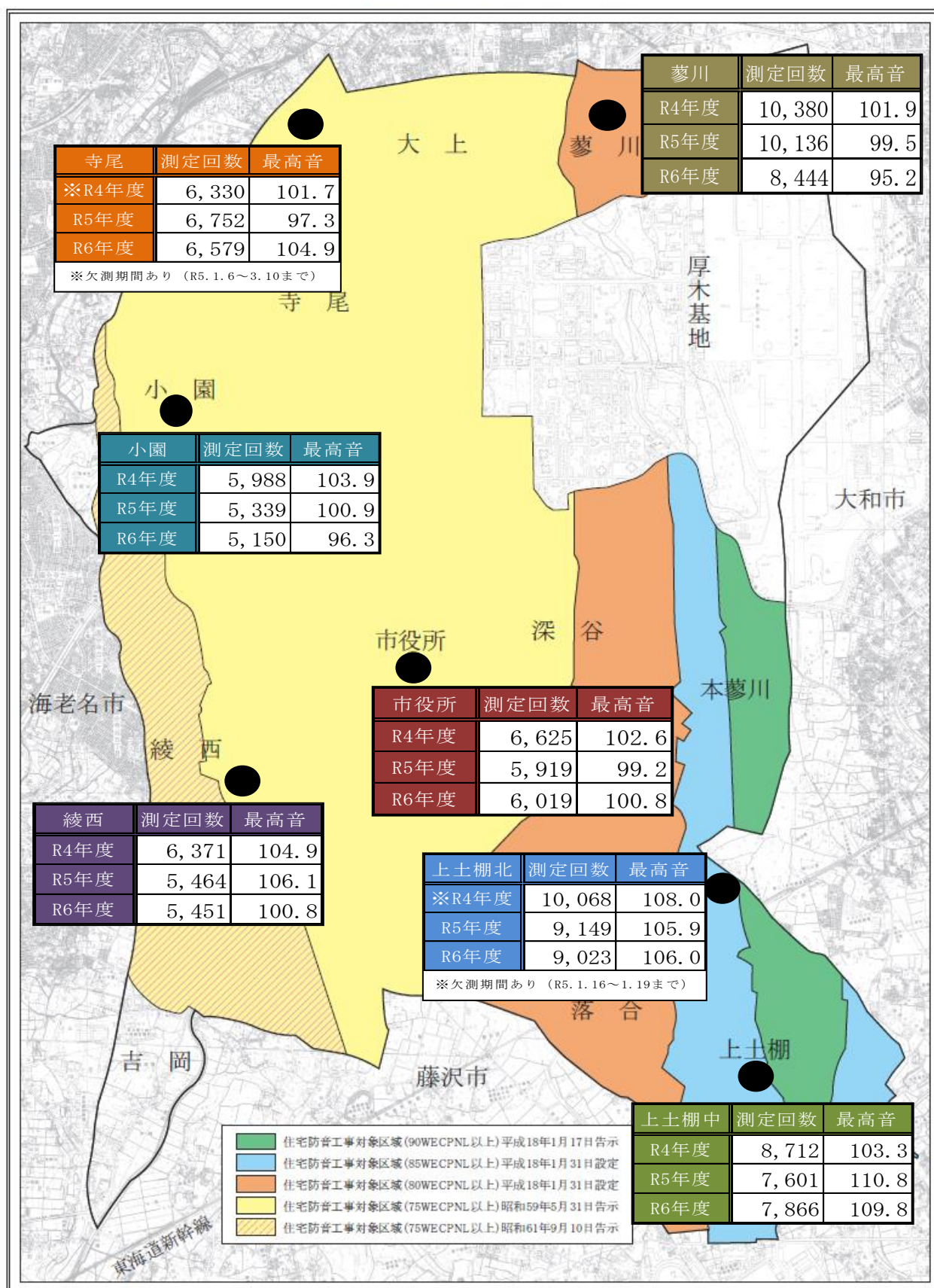
議長 **齊 藤 慶 吾**

資料編

1 厚木基地周辺図及び返還要望場所



2 騒音測定回数及び住宅防音工事対象区域図



測定回数：70dB以上・5秒以上継続等の騒音の回数
最高音の単位：dB

3 厚木基地でのF C L P実施状況（過去5回）

項 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成24年度	平成29年度
年間通告日数	7	6	6	3	5
年間実施日数	5	4	4	3	4
測定回数	117	95	304	946	971
最高音(dB)	99.0	100.0	104.4	114.9	115.0
苦情件数	1	5	90	684	340

4 住宅防音工事処理状況

項目		令和6年3月末時点		令和7年3月末時点	
		交付申込書配付済の 希望届受付時期等	交付申込書 未配付の 世帯（概数）	交付申込書配付済の 希望届受付時期等	交付申込書 未配付の 世帯（概数）
防音工事	新規	令和6年1月下旬受付分まで	10	令和6年7月下旬受付分まで	20
	追加	令和6年1月下旬受付分まで	110	令和6年7月下旬受付分まで	130
	告示後	令和6年1月下旬受付分まで	20	令和6年7月下旬受付分まで	10
機能復旧工事	空調 調和 機器	令和5年9月下旬受付分までのうち、 防音工事が平成24年12月までに完了した分まで (高齢者等は平成25年6月までに完了した分まで)	540	令和6年10月下旬受付分まで	60
	防音 建具	令和5年3月下旬受付分までのうち、 防音工事が平成10年1月までに完了した分まで (高齢者等は平成10年2月までに完了した分まで)	2,270	令和6年3月下旬受付分までのうち、 防音工事が平成22年3月までに完了した分まで (高齢者等は平成22年4月までに完了した分まで)	820

※注 高齢者等とは、65歳以上の高齢者、乳幼児、小中学生又は障害者が居住する住宅を指す。

5 第二種区域内での移転補償の実績（土地）

項目	平成19～ 令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
件数	207	26	19	25	41	318
面積 (㎡)	28,956	2,597	2,313	5,782	6,042	45,689

※小数点以下切捨により、面積の計は各年度を合計した値と異なる。

6 基地交付金交付額等

項 目	基地交付金 対象資産額(A)	基地交付金 交付額(B)	交付率 (B/A)	参 考	
				固定資産税相当額 C(A×1.4%)	固定資産税相当額 に対する基地交付金 交付額の割合(B/C)
令和5年度	215,334,982千円	972,228千円	0.5%	3,014,690千円	32.2%
令和6年度	216,509,516千円	972,936千円	0.4%	3,031,133千円	32.1%

※固定資産税の税率 1.4%（地方税法第350条及び綾瀬市市税条例第22条）

7 国有財産台帳価格及び近傍類似地域固定資産税路線価

(1) 国有財産台帳価格

項 目	m ² あたり台帳価格
厚木海軍飛行場地区	52,818円

※令和6年3月31日現在

(2) 近傍類似地域固定資産税路線価

項 目	m ² あたり路線価
蓼川三丁目 (基地内ゴルフ場北側・ 第一種中高層住居専用地域)	97,900円
蓼川三丁目 (基地内ゴルフ場西側・ 第一種中高層住居専用地域)	96,800円
大上一丁目 (基地正門付近・近隣商業地域)	99,400円
大上一丁目 (基地西側・準工業地域)	67,900円

※令和7年1月1日現在